

【介護支援専門員の更新フローチャート】

介護支援専門員証の「有効期間満了日」を確認して下さい

介護支援専門員証

登録番号 25000000
氏 名 滋賀 びわ子
生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日
交 付 年 月 日 令和〇年〇月〇日
有効期間満了日 令和〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。
滋賀県知事 三日月 大造

ここを確認！

証失効後、再度、
証を取得する場合

再研修※④

の修了が必要です

前回の法定研修受講から有効期間満了日までに、
介護支援専門員として実務に従事した経験が 1 か月以上 ありますか？

はい

いいえ

更新研修Ⅱ（実務未経験）※③

の修了が必要です

主任介護支援専門員の有効期間がある

いいえ

はい

前回の更新時、あなたが受けた研修は

実務研修
（今回初めての更新）

専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ

更新研修Ⅱ
（実務未経験）

専門課程Ⅱのみ

再研修

主任を更新しますか

はい

介護支援専門員証の有効期
間満了日までに主任更新研
修を受講することができる

はい

【主任更新研修】※⑤

の修了が必要です

いいえ

【専門課程Ⅰ】※①

【専門課程Ⅱ】※②

両方の修了が必要です

【専門課程Ⅱ】※②

の修了が必要です

※①～⑤の詳細は別紙「令和7年度滋賀県介護支援専門員法定研修一覧」を参照(p10～11)

【研修についての注意事項】

- フローチャートは令和7年2月に作成したものです。国の通知等により随時修正し、県ホームページに掲載しますので、各自、必ずご確認ください。
- 研修を修了しただけでは証の有効期間は更新されません。必ず証の更新申請をしてください。
- 専門課程Ⅰの日程が終了していないと専門課程Ⅱの受講はできません。
- 同年度内に専門課程ⅠとⅡの両方を受講する方は、必ず受講される専門課程Ⅰのコース最終日より前に専門課程Ⅱが始まらないように留意してコースを申し込んでください。
- 令和7年度の専門課程Ⅱの申込は全コースまとめて1度だけです。前期・後期に分けて申込はありませんのでご注意ください。
- 介護支援専門員証を更新しなかった場合、有効期間満了後、証は失効となり介護支援専門員の業務に就くことはできません。ただし、介護支援専門員としての登録は残ります。証失効後、再度、介護支援専門員の業務に就くには、「再研修」を修了する必要があります。

【主任更新研修について】

- 「主任更新研修」を修了した方は、証の更新に必要な研修(以下「更新研修」という)を修了したとみなされるため、更新研修の受講が免除されます。この取扱は「主任**更新**研修」のみであり、「主任研修」を修了しても更新研修は免除されませんのでご注意ください。
- 主任更新研修修了後は介護支援専門員証の更新手続きを行ってください。更新手続きを行わないと証の満了日は更新されません。(主任の満了日は自動更新されます)

【教育訓練給付制度の活用について】

- 滋賀県介護支援専門員法定研修の一部で教育訓練給付制度をご利用いただけます。滋賀県ホームページをご確認いただき、積極的にご活用ください。

【研修および更新に関する手続きについては滋賀県ホームページをご確認ください】

「県民の方」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉・介護」→注目情報「介護支援専門員について」

